

小規模貯水槽 管理マニュアル

貯水槽水道の管理は**設置者の責任**です



宇都宮市では小規模貯水槽水道の衛生管理の向上を図るために、宇都宮市上下水道局小規模貯水槽水道管理指導要綱を定めています。このパンフレットは、その衛生的な管理についてまとめたものです。

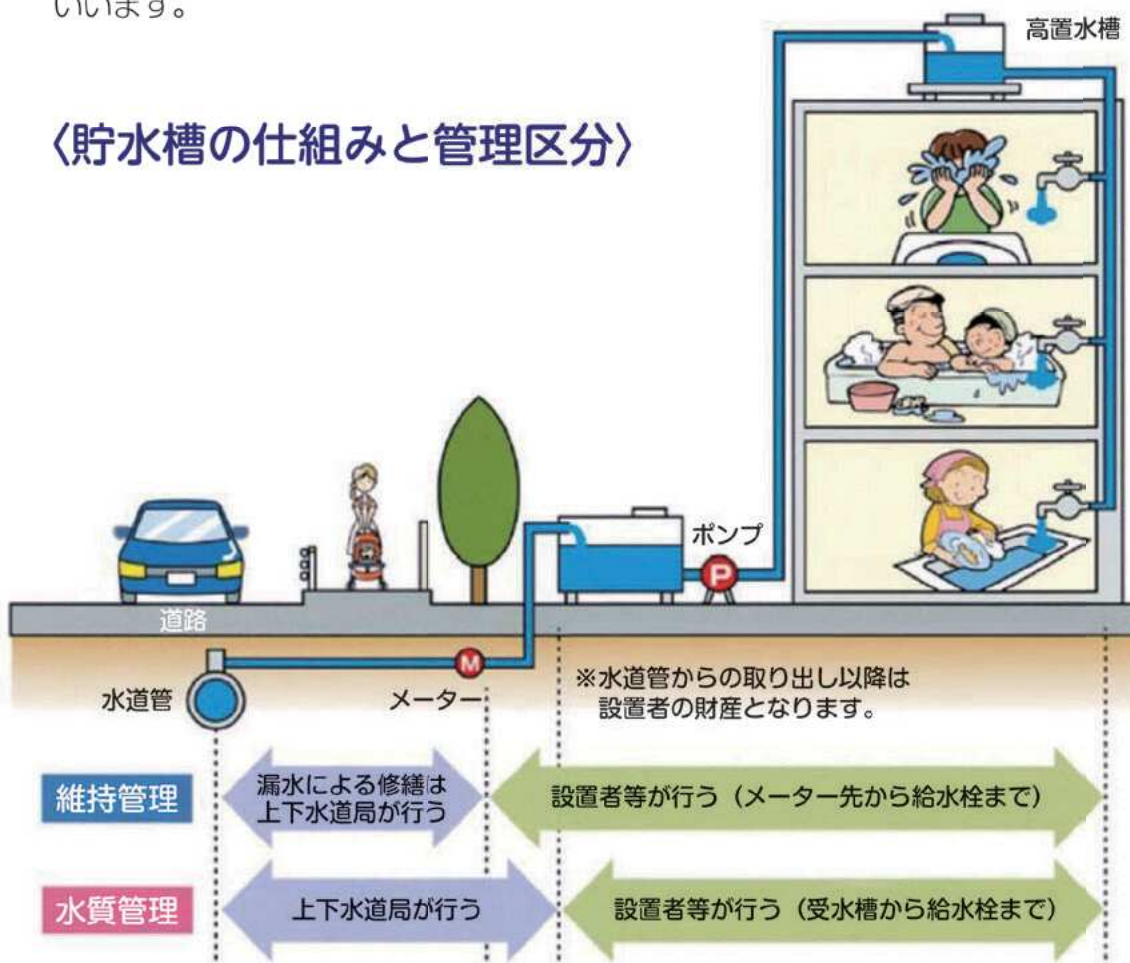
宇都宮市上下水道局

1

貯水槽(小規模貯水槽)とは？

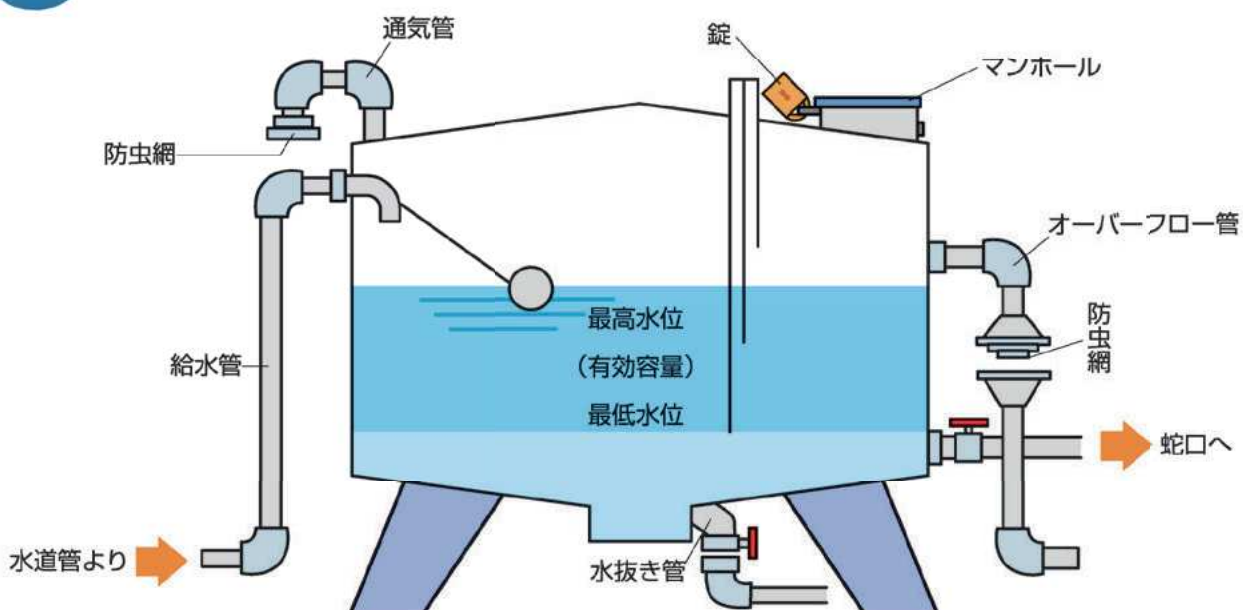
3階建て以上の建築物では、水道管から供給された水をいったん受水槽にため、これをポンプでくみ上げてから蛇口に給水します。この設備を一般的に貯水槽水道といいます。

〈貯水槽の仕組みと管理区分〉



2

受水槽の構造



3

維持管理にあたって

小規模貯水槽水道の管理については宇都宮市上下水道局小規模貯水槽水道管理指導要綱に定めがあります。

■維持管理の基準について(第4条)

- ① 1年以内ごとに1回、定期に水槽を清掃すること。
- ② 水槽の点検等、水の汚染防止上必要な措置を講ずること。
- ③ 給水栓における水の色、にごり、臭い、味など必要なものについて検査を行うこと。
- ④ 末端給水栓における水の遊離残留塩素を0.1mg/L以上保持すること。
- ⑤ 長時間滞留した水を使用するときは、一定時間放水後、上記水質検査を実施し、確認して使用すること。

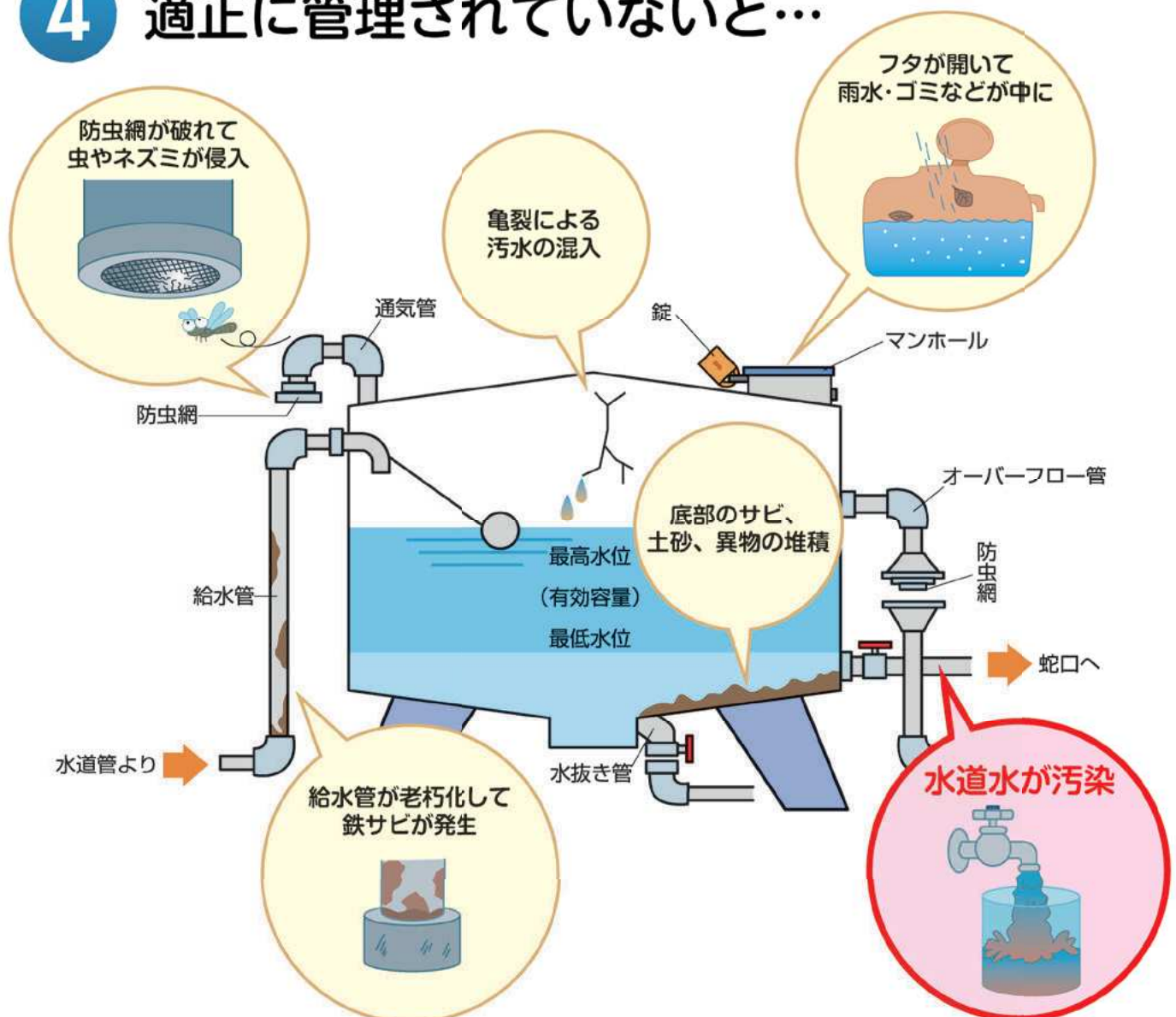
■給水の緊急停止について(第5条)

小規模貯水槽水道の水が人の健康を害する恐れのあるときは直ちに給水を停止し、関係者に周知し速やかに必要な措置を講ずること。

※詳しくはP 6 10万一の時は……をご覧ください。

4

適正に管理されていないと…



貯水槽水道は下記の点検事項を行うことになります。

小規模貯水槽水道保守点検表

番号		点 検 事 項	点 検 基 準
施設及びその管理の状態に関する検査	1	水 槽 の 周 囲 の 状 態	・点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 ・清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 ・水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。
	2	受 水 槽 本 体 の 状 態	・内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 ・亀裂・漏水箇所がないこと。 ・雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 ・水位電極部、揚水管等の接合部は、固定され防水密閉されていること。
	3	受 水 槽 上 部 の 状 態	・水槽上部は水溜まりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 ・水槽のふたの直接上部には他の設備機器が置かれていないこと。 ・水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。
	4	受 水 槽 内 部 の 状 態	・污泥、赤さび等沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在せず、また掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 ・外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 ・当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 ・流入口と流出口が近接していないこと。 ・水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
	5	マ ン ホ ー ル の 状 態	・ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 ・マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。
	6	オーバーフロー管の状態	・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 ・管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 ・管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。
	7	通 気 管 の 状 態	・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 ・管端部の防虫網が確認でき正常であること。又、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 ・通気管として十分有効な断面積を有するものであること。
	8	水 抜 管 の 状 態	・管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。
	9	給 水 管 等 の 状 態	・当該設備以外の配管設備と直接連結されていないこと。 ・水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。
水質点検	10	臭 気	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。
	11	味	給水栓における水に異常な味が認められないこと。
	12	色	五度以下であること。
	13	濁 り	二度以下であること。
	14	残 留 塩 素	検出されること。

評価 A. 改善の必要なし。 B. 改善する事が好ましい。(不適切な部分はあるが水質に影響を及ぼす怖れはない。) C. 改善を要する。(このままの状態で放置した場合水質に影響を及ぼす怖れがある場合) D. 現状で給水が不可能である。

〔1年に一度は自主点検してみましょう〕

維持管理の主な注意点

7. 通気管

チェック：管端部の防虫網が破損していませんか？

評価	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

5. マンホール

チェック：施錠がされていますか？

評価	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

1～3. 貯水槽外部

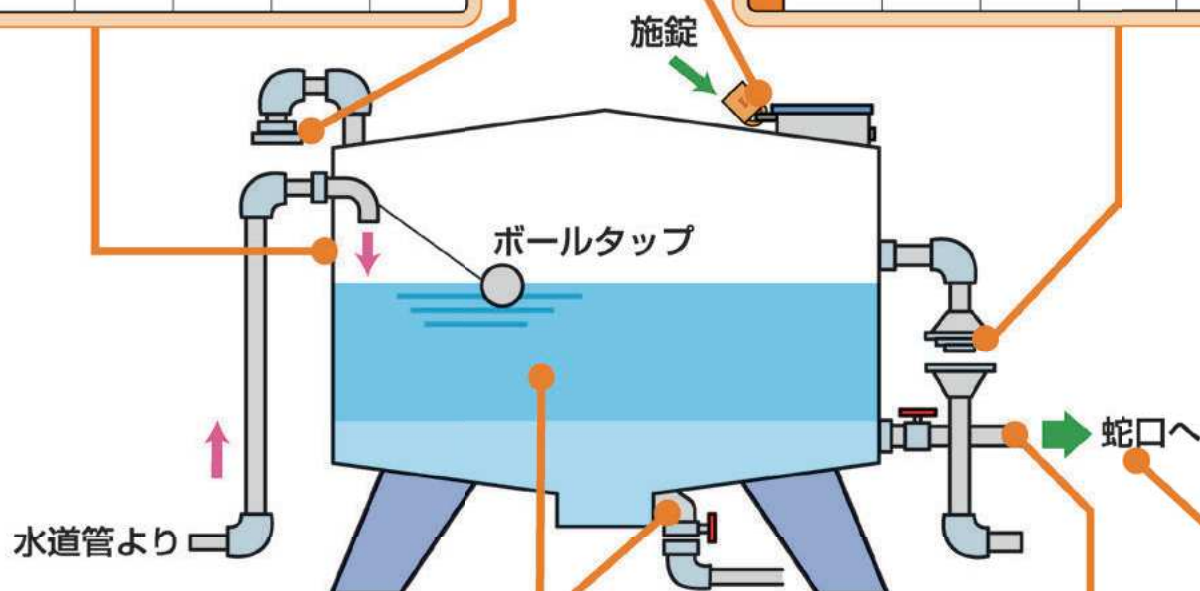
チェック：亀裂があり水もれていませんか？

評価	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

6. オーバーフロー管

チェック：管端部の防虫網が破損していませんか？

評価	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日



4. 貯水槽内部

チェック：水槽内部は汚れていませんか？

評価	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

9. 給水管

チェック：水が汚染する場所を通っていませんか？

評価	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

8. 水抜管

チェック：十分な排水口空間はありますか？

評価	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

10～14. 末端蛇口

チェック：水の色、濁り、臭い、味等に異常はありませんか？

評価	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

※受水槽の形状によっては、自主点検が困難な場合がありますので、その際は、設置した工事店又はメーカーなどにお問い合わせください。



栃木県貯水槽清掃業者一覧表

令和8年度

No.	清掃業者名	〒	住 所	電 話
1	岩原産業(株)	321-0905	宇都宮市平出工業団地6-12	028-662-8441
2	宇都宮文化センター(株)	321-0102	宇都宮市江曾島町2070	028-633-6171
3	環境整備(株)	321-0973	宇都宮市岩曾町1333	028-664-3711
4	(株)鬼怒川理水サービス	321-3226	宇都宮市ゆいの杜6-29-43	028-667-4130
5	(株)熊谷工業	321-0944	宇都宮市東峰町3059	028-661-9441
6	(株)ケデック	320-0848	宇都宮市幸町12-14	028-678-3335
7	(株)小牧工業	321-0102	宇都宮市江曾島町1146-2	028-658-1756
8	(株)三愛ビルサービス	321-0346	宇都宮市下荒針町3880-5	028-649-3988
9	三水プラント(株)	320-0846	宇都宮市滝の原1-2-12	028-634-7028
10	(株)篠原総合設備	321-0346	宇都宮市下荒針町3588-5	028-648-3306
11	(株)新北斗興業	320-0075	宇都宮市宝木本町1584-6	028-665-7791
12	(株)水工社	321-0134	宇都宮市高砂町1-11	028-654-2111
13	(株)鈴和	321-0152	宇都宮市西川田6-4-37	028-658-9111
14	(株)大高商事	320-0075	宇都宮市宝木本町1474-5	028-665-1911
15	大産企業(株)	321-0942	宇都宮市峰1-17-23	028-636-2655
16	(有)大徳	329-1105	宇都宮市中岡本687	028-673-5852
17	(株)田中工業	321-0933	宇都宮市築瀬町1923-2	028-635-6111
18	(株)ティ・アール・シー	321-0856	宇都宮市砥上町412-4	028-648-7920
19	(株)東京理水	321-0974	宇都宮市竹林町317-2	028-621-2345
20	栃木環境装置(株)	321-0901	宇都宮市平出町3517	028-662-2431
21	仲田総業(株)	321-0111	宇都宮市川田町768-1	028-635-2151
22	日神工業(株)	320-0021	宇都宮市東塙田2-8-41	028-627-7571
23	(有)パイプクリーニング坪山	321-0967	宇都宮市錦3-1-9	028-600-6202
24	平石環境システム(株)	321-0901	宇都宮市平出町414-1	028-661-3553
25	藤井産業(株)	321-0905	宇都宮市平出工業団地41-3	028-662-6066
26	平成理研(株)	321-0912	宇都宮市石井町2856-3	028-660-1700
27	豊栄総合設備(株)	321-0901	宇都宮市平出町3880-11	028-662-0463
28	邦和理工(株)	320-0072	宇都宮市若草3-13-22	028-624-8991
29	(株)ポンプ保安協会	321-0922	宇都宮市さるやま町42-1	028-656-8210
30	宮ビルサービス(株)	321-0962	宇都宮市今泉町847-16	028-627-7541
31	和田工業(株)	321-0962	宇都宮市今泉町21	028-612-0511
32	(株)西城	326-0843	足利市五十部町1138-9	0284-21-8171
33	中央清掃管理(株)	326-0031	足利市末広町1	0284-42-3243
34	(有)栃木県浄水管理センター	326-0048	足利市助戸大橋町1924	0284-41-0608
35	七海公衛(株)	326-0011	足利市大沼田町508-5	0284-91-2318
36	(株)相場設備官工	328-0035	栃木市旭町29-7	0282-24-9511

No.	清掃業者名	〒	住 所	電 話
37	(有)上野設備工業	328-0043	栃木県境町23-9	0282-22-2411
38	(株)社津香商会	329-4404	栃木市太平町富田5000-1	0282-43-1515
39	(有)藤沼官工業所	328-0074	栃木市菌部町1-14-4	0282-23-8916
40	(有)野州設備工業	328-0011	栃木市大宮町2290-13	0282-27-3118
41	青木設備工業(株)	327-0011	佐野市朝日町853	0283-22-5077
42	(有)城南興業	327-0844	佐野市富岡町1437	0283-22-1999
43	(有)両毛ビル・メンテ	327-0845	佐野市久保町180	0283-23-7995
44	(有)関東実行センター	323-0042	小山市大字外城157-3	0285-23-3026
45	三洋装備(株)栃木営業所	323-0014	小山市喜沢662-63	0285-25-3340
46	(株)長工業	323-0012	小山市大字羽川484-4	0285-22-4804
47	(有)栃木高圧	323-0012	小山市大字羽川111-1	0285-20-0268
48	(株)環境テック	322-0029	鹿沼市西茂呂2-23-26	0289-63-3136
49	(株)近代ビル管理社	321-1264	日光市瀬尾378-3	0288-22-5444
50	(株)鮫島工業	321-2336	日光市荊沢599	0288-22-0448
51	(株)見和ビル管理センター	329-2721	那須塩原市東町117-15	0287-36-6680
52	(株)那須環境技術センター	325-0103	那須塩原市青木22-152	0287-63-0233
53	(株)環境整備美公社	324-0064	大田原市今泉429-17	0287-23-3231
54	(株)塩矢浄化槽管理センター	329-2145	矢板市富田98-1	0287-43-2218
55	東洋ユニオン(株)	329-1311	さくら市氏家1238	028-682-4460
56	(株)田島工業	324-0501	那須郡那珂川町小川2587	0287-96-3211

(栃木県貯水槽衛生管理協会会員)

この一覧表の最新版は、栃木県貯水槽衛生管理協会のホームページをご確認ください。



貯水槽定期検査 実施業者一覧表

No.	定期検査実施業者名	〒	住 所	電 話
1	(公財) 栃木県保健衛生事業団	329-1104	宇都宮市下岡本町2145-13	028-673-9900
2	平成理研(株)	321-0912	宇都宮市石井町2856-3	028-660-1700
3	(株)那須環境技術センター	325-0103	那須塩原市青木22-152	0287-63-0233

※厚生労働省の簡易専用水道検査機関として登録されている機関の内、栃木県内の機関を抜粋

8

清掃業者の選び方

業者によって料金が違いますので、左記の栃木県貯水槽清掃業者一覧表を参考に複数の業者から見積りを取り、作業内容やアフターサービスなどを比較してから納得のできる業者に依頼してください。

清掃終了後は、業者から作業記録や写真などによる「清掃報告書」を受け取り、保管しておきましょう。業者の選び方がわからない場合は栃木県貯水槽衛生管理協会（TEL 028-683-6372）に相談してみてください。



9

定期的に検査を行いましょう

貯水槽水道の設置者は、定期的に貯水槽水道の管理の状況について検査を行うよう努めましょう。



10

万一のときは……

水の汚染は、常識では考えられないことが原因で発生することがあります。事故によって貯水槽自体に異常が発生することも十分考えられます。管理責任者には次のような処置が求められます。



水の汚染事故が 起こったら

飲用中止の周知

給水を停止し、ただちに利用者に事故の状況を知らせる

**飲用
中止**



関係機関への連絡

上下水道局・保健所に連絡し、その指示に従う

- 上下水道局 水質管理課
TEL 633-2001
- 保健所生活衛生課
TEL 626-1109



再開前の最終確認

給水再開にあたっては、水質検査などの安全確認が必要



代替水の確保を

近隣や直結水栓から飲み水の確保をする



事故処理の実施

汚染原因の除去や清掃・消毒作業の手配を行う



11

受水槽の改造・廃止について

受水槽の改造又は廃止等を行う場合には、上下水道局に受水槽の変更・廃止届と給水装置工事の申請が必要*となります。

(※宇都宮市上下水道局小規模貯水槽水道管理指導要綱第2条)

これらの手続きについては、申請から工事までを指定給水装置工事事業者(指定工事店)に委任していただき、委任を受けた指定工事店が申請から工事完了まで責任をもって行います。なお、申請時に工事の種別により水道加入金(口径により異なる)、承認手数料(800円)と検査手数料(4,000円)がお客様の負担になります。

工事費についてもお客様の負担となりますので、数社の見積りをとることをお勧めします。

宇都宮市ホームページから指定工事店を閲覧できます。

宇都宮市 指定工事店一覧

検索



トピックス： 受水槽の内部は…

これらの写真は年に1回定期的に清掃を行っている受水槽の清掃前と清掃後を撮影したものです。1年でこのような沈積物やサビ等が発生していることがわかります。定期的な清掃を心がけましょう。

《清掃前》



《清掃後》



宇都宮市上下水道局 水質管理課
宇都宮市河原町1番41号

TEL 028-633-2001

この印刷物は再生紙を使用しています。
令和8年7月作成